

平成23年2月15日 第1回 定例会

北河内4市リサイクル施設組合議会会議録

平成23年2月15日（火）開会・閉会

北河内4市リサイクル施設組合議会

議 事 日 程

平成 23 年 2 月 15 日（火）午後 2 時開会
北河内 4 市リサイクル施設組合議会平成 23 年第 1 回定例会

日 程	事件番号	事 件 名	
1	—	会期の決定	
2	議 案 第 1 号	平成 22 年度北河内 4 市リサイクル施設組合 補正予算（第 3 号）	
3	議 案 第 2 号	北河内 4 市リサイクル施設組合情報公開・個 人情報保護審査会条例の制定	
4	議 案 第 3 号	北河内 4 市リサイクル施設組合情報公開条例 の一部改正	
5	議 案 第 4 号	北河内 4 市リサイクル施設組合個人情報保護 条例の一部改正	
6	議 案 第 5 号	平成 23 年度北河内 4 市リサイクル施設組合 予算	
7	—	一般質問	

北河内4市リサイクル施設組合議会平成23年第1回定例会会議録

1. 開 会 平成23年2月15日 午後2時00分から

1. 会 期 1日間

1. 出席議員 (13名)

(議 席)	1 番	伊藤 和嘉子 (枚方市議会)
	2 番	岡沢 龍一 (")
	3 番	福留 利光 (")
	4 番	出井 宏 (")
	5 番	森 裕司 (")
	6 番	池添 義春 (寝屋川市議会)
	7 番	中谷 光夫 (")
	8 番	鮫島 和雄 (")
	9 番	安田 勇 (")
	10 番	岸田 敦子 (四條畷市議会)
	11 番	瓜生 照代 (")
	12 番	浅田 耕一 (交野市議会)
	13 番	前波 艶子 (")

1. 法第121条による出席者

管理者	馬場 好弘 (寝屋川市長)
副管理者代理	奥野 章 (枚方市副市長)
副管理者	田中 夏木 (四條畷市長)
副管理者	中田 仁公 (交野市長)
会計管理者	杉木 恵子 (寝屋川市会計管理者)
事務局長	清水 弘美 (兼務)
課長	辻 康明
課長	武岡 義正
係長	梨木 直貴 (兼務)
係長	川田 浩司 (兼務)
事務職員	坂本 大生

1. 同席者

関係構成4市（寝屋川市）環境部長 柴田 宣雄

環境部次長（広域リサイクル事業担当
兼ごみ減量推進課担当）中井 重典

ごみ減量推進課長 松村 泰則

（枚方市）環境事業部長 岩田 勝成

減量総務課長 森澤 可幸

（四條畷市）市民生活部長 長谷 俊延

市民生活部副参事

兼生活環境課新炉建設整備担当課長

西尾 佳岐

（交野市）環境部長 青山 勉

循環型社会推進室課長 谷辻 和彦

1. 議会事務局職員出席者

事務局長 清水 弘美（兼務）

組合議会事務員 浦井 達己

係長 梨木 直貴（兼務）

係長 川田 浩司（兼務）

北河内4市リサイクル施設組合議会平成23年第1回定例会会議録目次
(平成23年2月15日)

開議（午後2時00分）	1
出席状況の報告	1
森 裕司議長の開会宣言	1
馬場好弘管理者の開会のあいさつ	1
会議録署名議員指定（出井宏議員と安田勇議員）	2
会期の決定	2
諸般の報告	
（平成22年11月15日から平成23年2月14日までの諸会議の報告）	2
議案第1号 平成22年度北河内4市リサイクル施設組合補正予算（第3号）	2
辻康明課長の提案説明	2
議案第1号採決	3
議案第2号 北河内4市リサイクル施設組合情報公開・個人情報保護審査会 条例の制定	3
武岡義正課長の提案説明	3
議案第2号採決	5
議案第3号 北河内4市リサイクル施設組合情報公開条例の一部改正	5
武岡義正課長の提案説明	6
議案第3号採決	6
議案第4号 北河内4市リサイクル施設組合個人情報保護条例の一部改正	7
武岡義正課長の提案説明	7
議案第4号採決	8
議案第5号 平成23年度北河内4市リサイクル施設組合予算	9
辻康明課長の提案説明	9
7番 中谷光夫議員の質疑	11
1. 議会費の行政視察旅費について	
2. 総務費の情報公開・個人情報保護審査会委員報酬（3人）について	
3. 北河内4市リサイクルプラザ案内パンフレット作製に要する経費について	

4. 衛生費の北河内4市リサイクルプラザ地域環境保全協議会に要する経費について	
5. 衛生費の運転管理等業務委託について	
6. 分別基準適合物再商品化委託について	
7. 衛生費の環境調査委託について	
清水弘美事務局長の答弁	1 3
辻 康明課長の答弁	1 4
中谷光夫議員の再質問	1 4
清水弘美事務局長の答弁	1 6
武岡義正課長の答弁	1 6
中谷光夫議員の再々質問	1 6
10番 岸田敦子議員の質疑	1 7
1. 活性炭について	
2. 火災防止対策について	
3. 健康診断について	
清水弘美事務局長の答弁	1 7
岸田敦子議員の再質問	1 7
辻 康明課長の答弁	1 9
岸田敦子議員の再々質問	2 0
辻 康明課長の答弁	2 0
7番 中谷光夫議員の反対討論	2 0
議案第5号採決	2 1
一般質問	2 1
7番 中谷光夫議員の一般質問	2 1
1. 接地逆転層の形成調査について	
2. 化学物質による大気汚染問題について	
3. 健康被害と健康調査について	
4. 施設の安全性について	
清水弘美事務局長の答弁	2 4
中谷光夫議員の再質問	2 4

清水弘美事務局長の答弁	25
中谷光夫議員の再々質問	25
1 番 伊藤和嘉子議員の一般質問	25
1. 廃プラスチック処理施設周辺での健康被害に苦しむ住民への対応について	
清水弘美事務局長の答弁	27
伊藤和嘉子議員の再質問	27
清水弘美事務局長の答弁	27
伊藤和嘉子議員の再々質問	28
辻 康明課長の答弁	28
10 番 岸田敦子議員の一般質問	29
1. 健康被害について	
清水弘美事務局長の答弁	29
岸田敦子議員の再質問	29
清水弘美事務局長の答弁	29
休憩（午後 3 時 36 分）	29
再開（午後 3 時 37 分）	29
岸田敦子議員の再々質問	30
馬場好弘管理者の答弁	30
馬場好弘管理者のお礼のあいさつ	30
森裕司議長の閉会のあいさつ	30
閉会（午後 3 時 40 分）	
地方自治法第 123 条第 2 項の規定により署名	
付議事件一覧表	

(午後2時00分 開会)

○議長(森 裕司君) 本日は何かとご多忙の中をお集まりいただき、ありがとうございます。開会に先立ち、事務局長に議員の出席状況を報告させます。清水事務局長。

○事務局長(清水 弘美君) 本日の会議のただいまの出席議員は13名でございます。以上、報告を終わります。

○議長(森 裕司君) ただいま報告させましたとおり、出席議員は定足数に達しておりますので、これから北河内4市リサイクル施設組合議会平成23年第1回定例会を開会します。

ただいまから本日の会議を開きます。

開会に際し、管理者から挨拶したい旨の申し出がありますので、これをお受けします。馬場管理者。

○管理者(馬場 好弘君) 本日、平成23年第1回北河内4市リサイクル施設組合議会定例会を招集させていただきましたところ、議員各位におかれましては何かとご多用の中、ご出席を賜り誠にありがとうございます。

さて、本組合施設や民間施設での廃プラリサイクル処理により、付近住民に健康被害が発生しているとして、その操業差し止めを求めた裁判の控訴審判決が去る1月25日に大阪高裁でございました。大阪高裁は、一審の大阪地裁の判決を支持した上で、「2施設から排出された化学物質の濃度は環境基準をはるかに下回っており、健康被害が生じたとは認められない」として、控訴を棄却いたしました。これにより、「本リサイクル施設は安全な施設である」としてきた組合側の主張が再度認められたわけでございます。

また、2月8日の上告期限までに控訴人が最高裁への上告を行わなかったことにより、本組合の勝訴は確定いたしました。今後とも施設の環境保全対策には万全を期するとともに、運営にあたりましては構成4市及び関係者の皆様とより一層連携を図りながら、安全かつ着実に遂行してまいり所存でございますので、議員各位には引き続きのご支援、ご協力を賜りますよう、よろしく願いを申し上げます。

さて、本日提案させていただきます案件は、平成22年度補正予算、情報公開・個人情報保護審査会条例の制定、情報公開条例の一部改正、個人情報保護条例の一部改正及び平成23年度予算の5件でございます。各案件の内容につきましては、上程の際ご説明を申し上げますので、議員各位におかれましては慎重ご審議をいただき、ご協賛賜りますようお願いを申し上げます。開会にあたりましてのご挨拶とさせていただきます。

ます。よろしくお願ひいたします。

- 議長（森 裕司君） 次に本定例会の会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、出井宏議員、安田勇議員の2名を指名します。

日程第1、会期の決定を議題とします。お諮りします。本定例会の会期は、本日1日としたいと思ひます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（森 裕司君） ご異議なしと認めます。よって本定例会の会期は、本日1日と決定しました。

この際、諸般の報告をします。平成22年11月15日から平成23年2月14日までの諸会議の報告につきましては、お手元に配布いたしてあります報告書のとおりであります。ご了解いただきますようお願ひいたします。

日程第2、議案第1号 平成22年度北河内4市リサイクル施設組合補正予算（第3号）を議題とします。理事者から提案理由の説明をいたさせます。辻課長。

- 課長（辻 康明君） ただいま上程いただきました議案第1号 平成22年度北河内4市リサイクル施設組合補正予算（第3号）につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。別冊の補正予算書1ページをお開き願ひます。

平成22年度北河内4市リサイクル施設組合の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億7801万8000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億7343万8000円と定める。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

それでは以下、内容につきましてご説明を申し上げます。

まず歳入からご説明をさせていただきます。4ページをお開き願ひます。また、併せまして参考資料の1ページ、平成22年度補正予算（第3号）の内訳書をご参照願ひます。

3款 諸収入、2項 雑入、1目 雑入、補正額1億7801万8000円につきましては、再商品化合理化拠出金収入でございます。「再商品化合理化拠出金制度」につきましては、平成18年公布の改正容器包装リサイクル法に新設されました「市町村に対する金銭の支払」条項により、公益財団法人日本容器包装リサイクル協会から支払われ

たものでございまして、事業者や市町村、消費者が連携し、社会全体としてリサイクル（再商品化）の合理化・効率化に取り組むという考えに基づき、効率化が図られた場合には、その成果を事業者から市町村へ抛出するという仕組みでございまして。

続きまして歳出についてご説明を申し上げます。次の6ページをお開き願います。

3款 衛生費、1項 清掃費、1目 リサイクル施設費、補正額1億7801万8000円につきましては、再商品化合理化抛出金分配金でございまして、再商品化合理化抛出金収入を組合規約による経費率に基づき、関係市へ分配するものでございまして。内訳といたしましては、枚方市が8737万8614円、寝屋川市が5478万1195円、四條畷市が1592万7010円、交野市が1993万258円でございまして。

以上、簡単ではございますが、提案理由の説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げます。

○議長（森 裕司君） これから質疑に入ります。なお、会議規則によりいずれの質疑も質疑の回数は3回を超えることができません。また、質疑は議題外に及ぶことのないように念のためお知らせします。ただいまのところ通告はありません。なお、通告のない議員も質疑があれば挙手願います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 裕司君） 質疑なしと認めます。これから討論に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 裕司君） 討論なしと認めます。

これから議案第1号を採決します。本件は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 裕司君） ご異議なしと認めます。よって本件は原案のとおり可決されました。

日程第3、議案第2号 北河内4市リサイクル施設組合情報公開・個人情報保護審査会条例の制定を議題とします。理事者から提案理由の説明をいたさせます。武岡課長。

○課長（武岡 義正君） ただいま上程いただきました議案第2号 北河内4市リサイクル施設組合情報公開・個人情報保護審査会条例の制定につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。恐れ入りますが、議案書の1ページ、参考資料の3ページを

お開き願います。

本案につきまして、これまで情報公開及び個人情報に係る不服申立てに対する決定や裁決を行う際の諮問機関としては、別々に審査会を設定し、運営してまいりました。情報公開制度は、行政の説明責任と透明性を確保し、開かれた組合運営を行うことを目的としております。また個人情報保護制度は、行政が収集し、保有する個人情報を適正に管理することにより、市民の権利・利益を保護することを目的としております。そのため、両制度は相互に補完し合う制度であることから、両制度の趣旨、目的を踏まえた運営を行うには、総合的な判断が必要であり、他の自治体におきましても統合した審査会が設置されてきており、本組合におきましても北河内4市リサイクル施設組合情報公開審査会と北河内4市リサイクル施設組合個人情報保護審査会を統合した条例を制定するものでございます。

それでは条文の朗読を省略させていただき、主な制定内容につきましてご説明申し上げます。参考資料の3ページをご参照願います。

第1条は、目的及び設置についての規定でございます。

第3条は、組織についての規定でございます。審査会は委員5人以内をもって組織するものでございます。

第4条は、委員についての規定でございます。委員は、情報公開及び個人情報保護制度に関して識見を有する者のうちから、管理者が委嘱するものでございます。また、委員は職務上知り得た秘密を漏らしてはならないものとし、その職を退いた後も同様とするものでございます。

第5条は、制度の重要事項についての意見に関する規定でございます。審査会は、情報公開及び個人情報保護制度に関する重要事項について実施機関に意見を述べるができるとするものでございます。

第6条は、審査会の調査権限についての規定でございます。審査会は、必要があると認めるときは、諮問した実施機関に対し、公文書または個人情報の提出を求め、審査会の委員をして、不服申立人に閲覧させずにこれらの内容を見分させることができること等を定めるものでございます。

第7条は、資料の提出等の求めについての規定でございます。審査会は、審査等を遂行するため必要があると認めるときは、不服申立人、実施機関、実施機関の職員その他関係人に対して資料の提出、意見の開陳、説明等を求め、その他必要な調査をすることができるとするものでございます。

第8条は、口頭意見陳述についての規定でございます。不服申立人、参加人及び諮問した実施機関は、審査会が定めるところにより、審査会に対し、口頭で意見陳述することを求めることができるものとし、ただし、審査会がその必要がないと認めるときは、陳述を聴かずに答申をすることができるものとしてございます。

第9条は、意見書等の提出についての規定でございます。不服申立人等は、審査会が定めるところにより、審査会に対し、意見書または資料を提出することができるものとしてございます。

第10条は、審査手続の非公開についての規定ございまして、審査は非公開とし、ただし、答申は公表すると規定するものとしてございます。

第11条は、答申書の送付等についての規定でございます。審査会は、諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを不服申立人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を告示により公表するものとしてございます。

第12条は、委任についての規定ございまして、本条例に定めるもののほか、審査会について必要な事項は規則で定めるとするものとしてございます。

附則といたしまして、施行期日を公布の日とするものとしてございます。

以上、簡単ではございますが、提案理由の説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご協賛賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（森 裕司君）　これから質疑に入るのですが、ただいまのところ通告はありません。なお、通告のない議員も質疑があれば挙手願います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 裕司君）　質疑なしと認めます。これから討論に入るのですが、ただいまのところ通告はありません。討論はありません。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 裕司君）　討論なしと認めます。

これから議案第2号を採決します。本件は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 裕司君）　ご異議なしと認めます。よって本件は原案のとおり可決されました。

日程第4、議案第3号　北河内4市リサイクル施設組合情報公開条例の一部改正を

議題とします。理事者から提案理由の説明をいたさせます。武岡課長。

- 課長（武岡 義正君） ただいま上程いただきました議案第3号 北河内4市リサイクル施設組合情報公開条例の一部改正につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。議案書の5ページ、参考資料の5ページをお開き願います。

本案は、情報公開審査会及び個人情報保護審査会を統合し、北河内4市リサイクル施設組合情報公開・個人情報保護審査会を設置することに伴い、所要の改正を行うため、北河内4市リサイクル施設組合情報公開条例の一部を改正するものでございます。

それでは条文の朗読を省略させていただき、主な改正内容につきまして新旧対照表に基づきご説明申し上げます。参考資料の6ページをお開き願います。

次の8ページにかけまして、第16条、第18条及び第19条は、情報公開審査会の設置及び調査権限等に係る規定を削るとともに、不服申立てに関する手続等の関係規定を改めるものでございます。

附則といたしまして、施行期日を公布の日とし、経過措置として、改正前にされた諮問で改正の際答申がされていないものは、情報公開・個人情報保護審査会にされた諮問とみなし、当該諮問についてした調査手続は、情報公開・個人情報保護審査会がしたものとみなすものでございます。

以上、簡単ではございますが、提案理由の説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げます。

- 議長（森 裕司君） これから質疑に入るのですが、ただいまのところ通告はありません。なお、通告のない議員も質疑があれば挙手願います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（森 裕司君） 質疑なしと認めます。これから討論に入るのですが、ただいまのところ通告はありません。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（森 裕司君） 討論なしと認めます。

これから議案第3号を採決します。本件は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（森 裕司君） ご異議なしと認めます。よって本件は原案のとおり可決されました。

日程第5、議案第4号 北河内4市リサイクル施設組合個人情報保護条例の一部改正を議題とします。理事者から提案理由の説明をいただきます。武岡課長。

○課長（武岡 義正君） ただいま上程いただきました議案第4号 北河内4市リサイクル施設組合個人情報保護条例の一部改正につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。議案書の7ページ、参考資料の10ページをお開き願います。

本案につきましては、情報公開・個人情報保護審査会の設置に伴う所要の改正を行うとともに、個人情報の保護に関しましては、個人情報保護施策の基本法である「個人情報の保護に関する法律」、また国の行政機関における個人情報の取り扱いに関する基本的な事項を定めた「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」が施行されており、これら個人情報保護法制の整備に準拠し、法の趣旨、内容等に沿った所要の改正をするものでございます。

それでは条文の朗読を省略させていただき、主な改正内容につきまして新旧対照表に基づきご説明申し上げます。参考資料の13ページをお開き願います。

次の14ページにかけまして、第6条から第10条までは、条文整備でございます。

第11条は、受託業務従事者に対しても守秘義務を課す旨の規定を追加するものでございます。

続きまして14ページから20ページにかけまして、第13条及び第14条は、条文整備でございます。

19ページ、第14条の2は、個人情報の存否を答えるだけで、不開示の個人情報を開示することとなるときは、当該個人情報の存否を明らかにせず、請求を拒否できるとするものでございます。

第15条及び第16条は、条文整備でございます。

次に20ページから21ページにかけまして、第16条の2及び第16条の3は、情報公開条例との条文の整合を図る改正でございます。

次に23ページから25ページにかけまして、第29条及び第30条は、個人情報保護審査会の設置及び調査権限等に係る規定を削るとともに、不服申立てに関する手続等の関係規定を改めるものでございます。

次に26ページから27ページにかけまして、第35条から第39条につきましては、「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」には罰則規定が設けられていることから、本組合におきましても罰則規定を新設するため、同法に準拠し改正するものでございます。

第 35 条は、実施機関の職員または受託業務従事者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する電算処理された個人情報了他に提供したときは、2 年以下の懲役または 100 万円以下の罰金とするものでございます。

第 36 条は、第 35 条に規定する者が、その業務に関して知り得た個人情報を自己または第三者の不正な利益を図る目的で提供または盗用したときは、1 年以下の懲役または 50 万円以下の罰金とするものでございます。

第 37 条は、実施機関の職員または受託業務従事者が、その職権を濫用して職務外で個人の秘密に属する事項が記録された文書等を収集したときは、1 年以下または 50 万円以下の罰金にするものでございます。

第 38 条は、第 35 条から第 37 条の規定を枚方市、寝屋川市、四條畷市及び交野市の区域外で罪を犯した者にも適用するものでございます。

第 39 条は、偽りその他不正の手段により、個人情報の開示を受けた者は、5 万円以下の過料にするものでございます。

附則といたしまして、第 1 項は、施行期日を公布の日とするものです。ただし、第 35 条から第 39 条までの改正規定は、平成 23 年 4 月 1 日からとするものでございます。

第 2 項は、経過措置を定めるものでございます。

第 3 項は、改正前にされた諮問で改正の際答申がされていないものは、情報公開・個人情報保護審査会にされた諮問とみなし、当該諮問についてした調査手続は、情報公開・個人情報保護審査会がしたものとみなすものでございます。

以上、簡単ではございますが、提案理由の説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げます。

○議長（森 裕司君） これから質疑に入るのですが、ただいまのところ通告はありません。なお、通告のない議員も質疑があれば挙手願います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 裕司君） 質疑なしと認めます。これから討論に入るのですが、ただいまのところ通告はありません。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 裕司君） 討論なしと認めます。

これから議案第 4 号を採決します。本件は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森 裕司君) ご異議なしと認めます。よって本件は原案のとおり可決されました。

日程第6、議案第5号 平成23年度北河内4市リサイクル施設組合予算を議題とします。理事者から提案理由の説明をいたさせます。辻課長。

○課長(辻 康明君) ただいまご上程いただきました議案第5号 平成23年度北河内4市リサイクル施設組合予算につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。別冊の予算書1ページをお開き願います。

平成23年度北河内4市リサイクル施設組合の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4億3133万4000円と定める。

第2項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第292条において準用する同法第214条の規定により債務を負担することができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

それでは以下、内容につきましてご説明申し上げます。

まず歳出からご説明申し上げます。13ページをお開き願います。

1款 議会費、1項 議会費、1目 議会費、本年度301万5000円でございます。主な内容といたしましては、組合議員13人分の報酬が211万3000円、行政視察旅費が63万9000円、会議録の作製に要する経費が23万3000円などでございます。

次のページ、15ページをお開き願います。

2款 総務費、1項 総務管理費、1目 一般管理費、本年度5876万8000円でございます。主な内容といたしましては、特別職の報酬などの人件費が80万7000円、例規集追録作製に要する経費が54万3000円、総合管理委託などの各種委託料が571万7000円、パソコン購入に要する経費が145万円、派遣職員人件費6人分などの各種負担金が4858万7000円などでございます。

次のページ、17ページをお開き願います。

2目 公平委員会費、本年度4万9000円でございます。内容といたしましては、公平委員3人分の報酬2万4000円、その他諸経費2万5000円でございます。

2 項 監査委員費、1 目 監査委員費、本年度 24 万 3000 円でございます。内容としていたしましては、監査委員 2 人分の報酬 21 万 8000 円、その他諸経費 2 万 5000 円でございます。

次のページをお開き願います。

3 款 衛生費、1 項 清掃費、1 目 リサイクル施設費、本年度 2 億 5141 万 2000 円でございます。主な内容としていたしましては、北河内 4 市リサイクルプラザ地域環境保全協議会に要する経費が 8 万 9000 円、施設稼働に要する経費としていたしまして運転消耗品費が 2619 万円、光熱水費が 1853 万 1000 円、修繕料が 750 万円、運転管理等業務委託などの各種委託料が 1 億 9815 万 6000 円などでございます。

次のページをお開き願います。

4 款 公債費、1 項 公債費、1 目 元金、本年度 9279 万 4000 円につきましては、組合債元金償還金でございます。

2 目 利子、本年度 1505 万 3000 円につきましては、組合債利子でございます。

次に 5 款 予備費、1 項 予備費、1 目 予備費、本年度 1000 万円でございます。

以上が歳出でございます。

それでは続きまして歳入についてご説明申し上げます。恐れ入りますが、9 ページにお戻り願います。

1 款 分担金及び負担金、1 項 負担金、1 目 負担金、本年度 4 億 2591 万 9000 円につきましては、各市負担金でございます。内訳としていたしましては、枚方市負担金が 1 億 9221 万 6000 円、寝屋川市負担金が 1 億 2687 万円、四條畷市負担金が 4942 万 8000 円、交野市負担金が 5740 万 5000 円でございます。

次のページ、11 ページをお開き願います。

2 款 使用料及び手数料、1 項 使用料、1 目 衛生使用料、本年度 38 万 5000 円につきましては、自動販売機設置に伴う行政財産使用料でございます。

次に 3 款 財産収入、1 項 財産売払収入、1 目 物品売払収入、本年度 1 万円につきましては、科目設定でございます。

次に 4 款 諸収入、1 項 組合預金利子、1 目 組合預金利子、本年度 1 万円につきましては、預金に伴う利子でございます。

次に 2 項 雑入、1 目 雑入、本年度 501 万円でございます。内容としていたしましては、ペットボトル有償入札抛出金収入が 500 万円、雑入が 1 万円でございます。

以上が歳入でございます。

続きまして「債務負担行為」につきましてご説明を申し上げます。恐れ入りますが、3 ページの方にお戻り願いたいと存じます。

「第2表 債務負担行為」、事項といたしましては「北河内4市リサイクルプラザ機械警備委託」、期間は「平成24年度から平成28年度」、400万円を限度額とするものでございまして、5年間の長期契約による業務開始に係る初動経費の節約等により経費の削減を図るため、債務負担行為をお願いするものでございます。

以上、簡単ではございますが、提案理由の説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げます。

○議長（森 裕司君） これから質疑に入ります。まず通告に従い、中谷議員の質疑を許します。7番、中谷議員。

○7番（中谷 光夫君） 寝屋川の中谷でございます。それでは議案質問させていただきます。

昨年の8月から9月にかけて、日本共産党寝屋川市会議員団は約4万枚の「市民アンケート」を全市的に配布し、1800通を超える回答を得ました。廃プラ処理施設に関する回答結果は、廃プラ処理施設周辺の健康被害について、「知っている」が69%、「知らない」が31%、廃プラ処理施設について、「賛成」が9%、「反対」が45%、「分からない」が46%でした。市民意識の現状を反映していると思います。行政課題を考える上で重要ではないでしょうか。

さて、1月25日、4市リサイクル施設とリサイクル・アンド・イコール社の操業差し止めを求めた裁判の控訴審判決がありました。一審判決を支持し控訴を棄却しました。しかしその内容は、健康被害の訴えを差し止め請求としては認められないとした不当なものです。健康被害の事実を否定する科学的客観的な根拠は示されませんでした。判決がどうあれ、周辺住民の多数から2つの廃プラ処理施設の稼働に伴う健康被害の訴えがある事実はなくなりません。施設運営に責任を持つ行政として、訴えに真摯に向き合うことを求める立場から、要望を含め予算に関して通告していない点も含めて追加をして質問をします。

1点目ですが、議会費の行政視察旅費についてです。63万9000円の予算が組まれています。視察先として検討しているところがあれば明らかにしてください。また、視察先として、目の前のリサイクル・アンド・イコール社を要望します。見解を求めます。

2点目です。総務費の情報公開・個人情報保護審査会委員報酬、これが3人になっ

ています。条例では、委員は5人以内となっています。3人にしている理由をお聞きします。

3点目です。北河内4市リサイクルプラザ案内パンフレット作製に要する経費についてですが、児童向けのパンフレットを5000部増刷する予算ですが、誤ったメッセージを伝えるものになってはいけないと思います。活用の仕方をどう考えているのか、明らかにしてください。また、表紙にマヨネーズの容器が掲載されていますが、マヨネーズ容器については、汚れも落ちにくく、異なった質のプラスチックを使って3層構造で作られているため、リサイクル困難物と言えます。修正が望ましいと考えます。所見をお聞きします。

4点目です。衛生費の北河内4市リサイクルプラザ地域環境保全協議会に要する経費についてですが、裁判の控訴審判決は、原告住民側の健康被害調査について、同心円状の全方向の調査がないことを理由に訴えを却下しました。私はそうした判断を不当と考えていますが、もし同心円状の影響を考慮する必要性を重視するなら、協議会の構成について、現在の小学校区単位の区切りから同心円状にある一定距離内の全自治会を対象にするなどに変更すべきと考えます。見解をお聞きします。

5点目です。衛生費の運転管理等業務委託についてですが、操業以来、大阪東部リサイクル事業協同組合が委託を受けて運転管理等を行っています。1回目が低入札、2回目が現事業者が有利な総合評価方式について、問題点を指摘してきました。また決算の認定では、業務委託にあたっては、従業員の勤務労働条件が劣悪にならないよう、改善・向上を求めて一定水準の設定や指導性の発揮を求めました。運転管理等に従事する従業員の雇用形態別の人数と給与水準、従業員の雇用の入れ替わり状況、また労働安全衛生法に基づく健康診断の状況について明らかにしてください。

6点目です。分別基準適合物再商品化委託についてですが、昨年度は1500万円の予算でした。本年度提案は572万4000円となっています。この理由についてご説明をください。

次に7点目です。衛生費の環境調査委託についてです。調査項目は従来どおりと聞いています。環境基準値がある4物質、室内濃度指針値がある2物質とチャンバー室内のブタン等の調査です。過去の調査からT-VOCに占める6物質の合計の割合、ブタン等の割合、未同定物質の割合はどの程度になりますか。

周辺住民の健康被害の訴えに真摯に向き合おうとするなら、2008年の参議院行政監視委員会における山下芳生議員の質問に対して、当時の鴨下一郎環境大臣が「基準値

以下でも、さらに未知の物質もあるかも知れません。ですから、しっかりと予防原則に沿って、これは特に自治体が主体でありますけれども、我々も注視しつつ連携をさせていただきたい」と答弁した予防原則の考え方を踏まえて、調査を具体化すべきではありませんか。

控訴審判決が「一定の地域規模を有する接地逆転層の年間を通じた形成範囲や頻度を厳密に立証するなど、よほど大規模な観測態勢を整えないとなし能わないことであり、そのような過酷な立証までを控訴人ら側に求めるのが不相当」と述べ、また「事業活動に伴い非意図的に生成される化学物質による大気汚染問題も、我が国における現下の環境問題として揺るがせにできないし、次々に新たな化学物質の危険性が顕在化してきた歴史や、その複雑・多様性に鑑みれば、そのような未同定物質等が毒性の検証を経ないまま大気中に放出されるということから抱かれる一般的危惧は避けられない」と述べている点に関してこそ、行政は主体的に答えていくべきではありませんか。

また、健康調査をしないための環境調査ではなく、健康調査こそ住民の協力を得て行うべきと考えます。

以上についての答弁を求めます。

○議長(森 裕司君) 理事者から答弁を求めます。清水事務局長。

○事務局長(清水 弘美君) それでは中谷議員の質問に順次お答えをいたします。

その前に、1月25日、大阪高裁では施設から排出された化学物質の濃度は環境基準値をはるかに下回っており、健康被害が生じたとは認められない。控訴を棄却するという判決が出ました。私はそのことを踏まえて答弁をさせていただきます。

まず、視察先につきましては、現在のところ検討はしておりません。なお、視察先につきましては、今後、幹事会等で決定していただけるものと考えております。

次に、委員の人数につきましては、構成4市と比較しても本組合での案件は少なく、また、平成20年度に情報公開審査会を3名で実施をしており、その際、適切に審査が執行されたことによるものでございます。

次に、児童向けのパンフレットにつきましては、本施設の処理工程や環境保全対策の「しくみ」をより分かりやすく理解できるよう作製しているものでございます。なお、マヨネーズの容器につきましては、現在検討中でございます。

次に、地域環境保全協議会につきましては、本施設の稼働について、その安全性を説明し、また、周辺地域住民と協働して取り組むための場を設けることを目的として

設置をしており、対象範囲の変更はいたしません。

雇用形態の人数や給与水準、従業員の入れ替わり状況等は、当該企業の営業活動に支障が生じ得る情報であります。なお、運転管理等業務委託につきましては、仕様書において、受託業者へ労働基準法や労働安全衛生法等、関連法規の遵守を義務付けております。また、健康診断につきましては、10月に実施したと聞いております。

次に、環境調査のうち、T-VOCに占める未同定物質等の割合につきましては、平成22年9月実施の測定値の平均で、ブタン等が85.8%、未同定物質が14.2%でございます。

未知物質の調査につきましては、未知物質に対する環境基準設定や規制の実施に関し、現行法上危険性が認められないことから、検討が加えられていないか、あるいは検討の対象外であるため、現状の環境測定の内容等を見直す必要はないと考えております。

次に、大阪高裁では、接地逆転層の立証の問題点や未同定物質等の毒性の検証の重要性を指摘した上で、控訴人側の主張をすべて退け、その結果として「抽象的な危険論は、操業差し止めの理由にならない」としており、また『『かざぐるま』や民間施設から、人体に影響を及ぼす有害物質の排出は認められない」と判断されていることから、健康調査やその他の調査の必要はないと考えております。以上でございます。

○議長（森 裕司君） 辻課長。

○課長（辻 康明君） もう1点、分別基準適合物の委託料につきましてご答弁申し上げます。委託料につきましては、前年度委託単価が5万3200円、今年度につきましては5万2000円と1200円マイナスとなっております。市町村負担率の方が前年度平成22年度は3%、今年度23年度につきましては市町村負担率が1%ということで3分の1になっているということで予算額につきましても3分の1、500万円程度になるということでございます。以上でございます。

○議長（森 裕司君） 7番、中谷議員。

○7番（中谷 光夫君） 答弁いただきましたけれども、2回目の質問をさせていただきます。

まず1点目ですけれども、検討していないということですのでけれども、昨年11月16日に私は「大阪から公害なくす会」などが行った寝屋川廃プラ施設周辺住民の健康被害の実態調査などを求める要請書のイコール社への申し入れに同行いたしました。会社の対応は、事務所への立ち入りを拒み、要請書の受け取りを拒否するものでした。公

共事業に関連する業者の対応として問題があると感じました。行政からの要請、申し入れには応じると答えました。以前、寝屋川市の担当課の協力で再商品化原料を受け入れていた大東衛生を視察したことがあります。イコール社は一般見学者への公開を進めているとホームページにも掲載しながら、日本共産党議員の視察、見学を拒否し続けています。

また、イコール社は全国組織のNPO法人プラスチックマテリアルリサイクル推進協議会の現在会長を務めています。そうした事実は知っておられますか。議会としてもぜひ視察すべきであることを強く求めておきます。

3点目のマヨネーズ容器についてですけれども、検討中ということでしたが、寝屋川市のごみ収集では廃プラとしての扱いになっていますけれども、具体的な例示の廃プラごみとしての掲載はありません。現在の4市のパンフレットの表紙には5種類しかありませんが、他の商品の扱いにも意見はありますけれども、明らかにリサイクルに不適当なものとして機会があれば削除されるよう、これは求めておきたいと思えます。

あと4点目の協議会ですけれども、変更しないということでした。協議会に対して、あるいは協議会の中で健康調査の協力を求める考えはありませんか。ご答弁ください。

5点目のことですけれども、業務委託後については、ほとんど実態を把握していないということが分かりました。従業員に健康被害がないことの実証的な根拠というのは具体的につかんでおられるのでしょうか。もしないにもかかわらず健康被害を否定するという答弁を繰り返してきたとすれば、これは許されないことだと思います。公共事業としての勤務労働条件の向上、健康安全のために4市組合としても追跡調査をする必要があるとはお考えになりませんか。答弁を求めます。

6点目ですけれども、3%から1%に減っているというふうにお答えになりました。その理由ですね。なぜそうなっているのかということがもし分かればお答えください。

次に7点目ですけれども、環境調査をそもそも行っている目的はどこにあるのでしょうか。施設がもたらす周辺住民への大気影響であるなら、多くの住民が2つの廃プラ施設の操業以後の健康被害を訴えている事実を踏まえて健康被害を広げない、あるいはなくす立場、すなわち予防原則に立って健康調査の実施や操業の一時停止などの対策を講じるべきだと考えますけれども、この点についてもご答弁を求めます。

○議長（森 裕司君） 清水事務局長。

○事務局長（清水 弘美君） それではまず1点目のイコール社の要請書問題あるいは視察問題ですけども、基本的には民間でございますので、我々としてはどう言う問題でもございません。

続きまして地域保全協議会ですけども、これはそもそも先ほど答弁でも申しましたが、環境調査を行うための組織ではございません。周辺地域住民と協働して安全性を取り組むということでございますので、よろしく申し上げます。

5点目の労働安全衛生の問題、健康診断の問題ですが、我々は口頭でそういう住民が言われているような発生はしていないと聞いております。ただ、それ以上言いますと、労働安全衛生法の中で104条に健康診断等に関する秘密の保持という問題がありますので、詳しい内容まではお話できません。

続いて7点目の問題ですが、なぜ環境調査をしているのかという問題ですけども、これはいつも言うておりますが、「かざぐるま」は大気汚染防止法の適用を受けていない施設ですが、大気汚染防止法に基づく環境調査を年2回行っております。これは住民の健康を第一義的に考えているために行っているものでございます。

○議長（森 裕司君） 武岡課長。

○課長（武岡 義正君） 再商品化率の件でございますが、そもそも再商品化率につきましては市町村の負担比率でございまして、この率につきましては毎年度、公益財団法人の方が国の実態調査と分類調査を受けて、その結果として特定事業者の責任比率を決定することによって、その差引率を市町村負担率とされております。そのため国の方でもって決定する手法でございまして。

ちなみに負担比率を申し上げますと、23年度が1%、今年度が3%、その前21年度は5%となっております。以上でございます。

○議長（森 裕司君） 7番、中谷議員。

○7番（中谷 光夫君） 協議会の件は環境調査ということじゃなくて、私は健康調査の協力を求める考えがないかというふうにお聞きしたので、もしご答弁があればこれは追加をしていただきたいというふうに思いますが、今お聞きしてあれこれまだまだ質問したいことがありますけれども、精査をして今後また求めるようにしていきたいと思っております。ともあれ住民の命、健康を第一に考える姿勢が全くなかったということは極めて残念だというふうに思っています。施設の影響による健康被害が全くないとする科学的な根拠も示さないままに住民の訴えを退けた不当な控訴審判決を唯一の拠り所にするような行政姿勢については認めることはできないということを申し

上げて、質問を終わります。

○議長（森 裕司君） 次に岸田議員の質疑を許します。10番、岸田議員。

○10番（岸田 敦子君） 四條畷選出の岸田敦子です。それでは通告に従って質問させていただきます。

まず1点目の活性炭の問題についてですが、過去の議事録をたどっておりますと、活性炭の吸着効果について、内気と外気の物質の値の変化により、活性炭の吸着効果はあるという答弁がされています。その物質の値の変化について具体的に教えていただきたいと思います。

2点目は、昨年火災事故がありました。この予算の中に火災防止のための新たな対策は盛り込まれているのかどうか、お伺いします。

3点目、これは先ほどの質問とダブるところがありますけれども、通告どおり質問させていただきます。施設で働く職員の健康診断の費用が見当たりませんが、健康診断は行っておられるのですか。組合職員と委託業者の職員の健康診断について行っているなら、いつ、どこで、また診断内容は何かということをお答えください。

○議長（森 裕司君） 理事者から答弁を求めます。清水事務局長。

○事務局長（清水 弘美君） 岸田議員のご質問にお答えいたします。

活性炭の効果につきましては、昨年9月に行った環境測定を事例に申しますと、ほとんどの項目で敷地境界よりチャンバー室の方が低い濃度であり、活性炭の効果を確認されています。具体的に申しますと、ベンゼンの測定値、敷地境界が $0.5\mu\text{g}/\text{m}^3$ 、チャンバー室が $0.1\mu\text{g}/\text{m}^3$ となっております。

次に、火災防止対策につきましては、平成23年度予算において新たな経費は計上いたしておりませんが、構成4市と連携し、広報紙等を活用して、分別収集における注意点等を啓発するとともに、組合及び構成4市の職員による定期的な施設搬入車両の異物の混入チェックや組合独自による抜き打ちチェックを実施するなど、経費負担を伴わない方法で火災防止対策を行っております。

次に、組合職員の健康診断についてでございますが、派遣元の市において寝屋川市10月、枚方市1月、交野市10月に胸部エックス線や血液検査等を実施しております。また、受託業務従事者につきましては10月に医療機関において実施されたと聞いております。以上でございます。

○議長（森 裕司君） 10番、岸田議員。

○10番（岸田 敦子君） まず活性炭の問題について伺いますけれども、今お答えがあ

ったのはベンゼンの値がチャンバー室と外とは変化があったという数字は出していました。しかし、そのベンゼン以外については調査されているのかどうか。ほとんどの数字がというふうにおっしゃっていたので、ほかの物質も調べておられると思いながら、その数字はあまりお答えいただけなかったもので、調べておられるならそれをお答えいただきたいのと、杉並中継所の活性炭使用前、使用後の濃度比較というのを、寝屋川の市民団体の方がデータ比較をしておられます。平成12年と15年のデータで少し古いのもありますけれども、活性炭の通す前と後ということで、この中ではトルエンはよく活性炭で取れるけれども、ジクロロメタンやトリクロロエチレン、ベンゼンなどは活性炭を通して取れにくかったというふうな結果が出されております。そういう結果もありますので、他の物質はどうか。それもぜひ教えていただきたいと思うのと、住民から健康被害があると訴えられている。先ほどのお答えではそう健康被害はないと言われたと、裁判でそういう結果が出たということでもありますけれども、健康被害があるというふうに住民は訴えておられる。だからこそ誠実に調査を行うべきではないかと思うのですね。活性炭の効果についてベンゼンだけではなく、特定物質の28物質も調査してほしい。それができないなら、せめて規制対象物質の11物質だけでもきちんと調査すべきだと思うんですが、いかがでしょうか。

それと火災の件について、啓発ももちろん大事だと思います。混入されないことが一番の予防だというふうには私も思いますので、そのとおりでとは思いますが、機械システムとしてライターが混入してもそれを除去できる機械の導入というのは考えなかったのか。それについてはその対策を検討されたのかどうか。検討して導入が難しいというふうになったのか。そのあたりはどうか、もう一度お伺いします。

あと健康診断の中身ですが、先ほど若干エックス線とか血液検査とか言っていたきましたが、住民はご存じのとおり化学物質過敏症のことを訴えておられます。そうしたことから職員の皆さんに関してもアトピー検査や化学物質過敏症の検査もやってみてはどうかと思います。検査をやってみて異常がないというのであれば、それが科学的データにもなるのではないかなと思うので、そういうこともぜひ検討していただきたいというふうに思います。

先ほど中谷議員の質問に対して、委託業者についての健康診断の把握について、口頭で聞いているというふうにおっしゃっており、個人情報はどうのというふうなこともおっしゃったと思うんですけども、労働安全衛生法、私、今手元にありませんが、この労働安全衛生法の条文をちょっと見たところ、事業者はその診断結果を把握する

必要があるというような、そういう条文はなかったですか。ちょっと今、法律に関する文書がないので、もし分かるなら調べていただきたいのですが、診断結果を把握する必要があるという条文がなかったかどうかを教えてくださいたいと思います。

○議長（森 裕司君） 辻課長。

○課長（辻 康明君） それでは岸田議員の再質問につきましてご答弁申し上げます。

まず1点目のほかの調査項目における活性炭の効果の検証ということでございますが、本組合の環境測定における有害大気測定というところで、環境基準値4物質と室内濃度指針値に定められている2物質のジクロロメタン、ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド、この6項目につきまして敷地境界とチャンバー室の測定をいたしております。答弁の方はちょっとベンゼンだけ代表ということでさせていただいたんですが、個々の物質で申しますと、例えばジクロロメタンにつきましては敷地境界の方が1.1、単位は $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 、ちょっと省略させていただきますが、1.1ですね。チャンバー室が0.72というふうになっております。トリクロロエチレンというものにつきましては敷地境界が0.22、チャンバー室が0.12、テトラクロロエチレンで申しますと敷地境界が0.14、チャンバー室の方が0.0017以下という測定結果になっております。ホルムアルデヒドにつきましては敷地境界が4.2、チャンバー室が2.0、アセトアルデヒドにつきましては、今申しましたのは9月9日から10日のデータでございますが、これにつきましては敷地境界が4.2、チャンバー室の方が7.6となっておりますが、室内濃度指針で申しますと、アセトアルデヒドにつきましては、規制値が48という数字でございますので、かなり低い数字ということでご理解いただきたいと思います。

続きまして防火対策の関係のご質問がありました。施設へ搬入する前にライター等の除去の問題につきまして内部的に検討いたしました。今のピットに入れる前の状況でライターとかを抜くとかは、設備的にも、キャパ的にも導入は難しいということで、先ほどご答弁申しましたとおり市民啓発等での火災対策を行っていきたいと考えております。

次に、あと健康診断の部分でございます。労働安全衛生法の第66条というところで健康診断の規定がございます。先ほど申しました秘密の保持等というのは第104条というのがございまして、当然、大阪東部リサイクル事業協同組合が秘密の保持をしなければいけないという形で決められておりますので、詳しい内容までは申し上げられないということでご理解いただきたいと思います。以上でございます。

○議長（森 裕司君） 10 番、岸田議員。

○10 番（岸田 敦子君） 今、活性炭の問題もチャンバー室と外の空気の変化というのでも聞かせていただきましたけども、先ほど申し上げましたように、規制対象物質の 11 物質、そしてまた特定物質の 28 物質まで広げてぜひとも調査をしていただきたいと、これは要望をしておきます。住民の方々は、裁判の判決がああいう結果であっても、やっぱり健康被害の状況はあるんだということをおっしゃっておりますので、できるだけ誠実な対応をしていただきたい。これは強く要望しておきます。

健康診断の問題については、化学物質過敏症とかアトピー検査のそういうものもぜひとも検討していただけて、職員の方の健康が本当に大丈夫なのかということも含めて検討をいただきたい。お答えいただけるんなら再度ご答弁いただけたらと思いますが、今後の課題としてぜひともご検討をお願いします。以上です。

○議長（森 裕司君） 辻課長。

○課長（辻 康明君） 化学物質過敏症等の調査につきまして少々答弁漏れがございました。本組合施設につきましては労働安全衛生法上特別な施設等ではございませんので、あくまでも定期健康診断の内容、そういうもので十分対象になりますので、化学物質の調査等については今のところ検討しておりませんので、ご理解いただきたいと思えます。以上でございます。

○議長（森 裕司君） 他に質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 裕司君） これをもって質疑を終結します。これから討論に入るのですが、ただいまのところ通告はありません。討論はありませんか。7 番、中谷議員。

○7 番（中谷 光夫君） 議案第 5 号 2011 年度（平成 23 年度）北河内 4 市リサイクル施設組合予算に反対の討論を行います。

質問でも申し上げましたが、4 市組合に今求められている最大の課題は、本事業の推進の結果、施設周辺住民の中に広がっている健康被害の問題の解決です。少なくとも訴えに真摯に向き合って、行政として最優先に健康調査を行うべきです。また、実際に本施設が健康被害の発生源になっているかどうかの検証も行う必要があります。そのためには操業の一時停止も検討すべきです。しかし予算を見る限り、全くそうした検討はありません。これまで健康被害を否定する明確な根拠がないまま住民の訴えを退けてきた地裁判決、そして今回の高裁判決を唯一の根拠に健康被害を一切認めな

い態度を答弁で繰り返しました。一定地域に 1000 人を超える共通した健康被害を訴える現状を無視することはできません。市民的にも施設の安全性を問う声が強くあります。予防原則に立った行政努力こそ今求められています。健康被害の訴えに全く目を向けない事業推進の予算には賛成できないことを申し上げ、討論とします。

○議長（森 裕司君） 他に討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 裕司君） これをもって討論を終結します。

これから議案第 5 号を起立により採決します。本件は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者 起立）

○議長（森 裕司君） 起立多数であります。よって本件は原案のとおり可決されました。

日程第 7、一般質問を行います。なお、質問者の質問時間には 15 分以内という時間制限の申し合わせがあります。また、発言回数は 3 回までですので、念のためにお知らせします。ただいまから順次、質問を許します。まず中谷議員の一般質問を許します。7 番、中谷議員。

○7 番（中谷 光夫君） 一般質問を行います。控訴審判決は、住民側の立証の困難性や過酷さに言及し、また、大気中に放出される未知化学物質の毒性の一般的危惧を述べながら、不当判決ありきの立場から、行政責任をすべて免罪し、原告住民側の調査や訴えのわずかな不十分さや矛盾を理由に控訴を棄却しました。しかし、現在では 1000 人以上の施設周辺住民が操業以後の健康被害を訴えている事実には変わりはありません。

1 点目ですが、接地逆転層の形成調査についてです。裁判にあたって、この間、柳沢幸雄東大教授や西川榮一神戸商船大名誉教授は科学者の立場から、2 つの廃プラ処理施設から健康被害を訴える住民が住む地域の間には窪地があり、晩秋から冬の夜間に気温の接地逆転層が多く形成され、年間を通じて度々形成されることを明らかにしてきました。そして、2 つの施設からの排出ガスが居住地にまで届いていることを煙実験などから示しました。

控訴審判決は、一定の地域規模の接地逆転層の形成調査には大規模な観測態勢が必要とし、「そのような過酷な立証までを控訴人ら側に求めることが不相当」と言いながら、調査結果を本件地域の接地逆転層を代表するものと評価できないとして、「シック

ゾーン」の形成を認めませんでした。

判決が首尾一貫した論理を展開するなら、地形との関連での年間を通じての地域の気温、風向、風速など、接地逆転層の形成に関して、行政にこそ観測調査責任を求めべきだったと考えます。判決を口実に逃げずに、住民の訴えに行政として責任を果たす立場からの答弁を求めます。

2点目、化学物質による大気汚染問題について。大阪府や寝屋川市は規制対象物質の11種の測定結果がすべて基準値以下だから廃プラ処理施設による健康被害はないとしてきました。しかし杉並病について、国の公害等調整委員会は「本件は、特定できない化学物質が健康被害の原因であると主張されたケースである。ところで、この化学物質の数は2千数百万にも達し、その圧倒的多数の物質については、毒性をはじめとする特性は未知の状態にあるといわれている。このような状況のもとにおいて、健康被害が特定の化学物質によるとの主張、立証を厳格に求めるとすれば、それは不可能を強いることになると言わざるを得ない。本裁定は、原因物質の特定ができないケースにおいても因果関係を肯定することができる場合があるとしたものである」との判断を示しました。

イタイイタイ病、水俣病など、公害の事例は、未知の物質による健康被害の発生から公害事件となり、その後原因物質が明らかになったことを示しています。

11物質は、大気汚染化学物質のごく一部であり、また、未同定物質の毒性や健康影響がないとする根拠もありません。健康被害を否定することには無理があります。特に空気の場合は、必要不可欠であるとともに食べ物のように選ぶことができません。国は、室内基準の定めについて、室外の空気が安全であることを前提にしています。寝屋川の不幸は、外の大気の汚染が問われていることです。

柳沢教授は、廃プラ施設周辺の空気を採取、分析し、皮膚粘膜刺激症状の原因物質と考えられるアルデヒド類、脂肪族炭化水素類が多いことを解明しています。改めて「予防原則」を基本に対応すべきと考えます。答弁を求めます。

3点目です。健康被害と健康調査についてです。控訴審判決は、津田敏秀岡山大学教授が行った疫学調査について、廃プラ処理施設から東西南北全体にわたって行った調査でないから信頼性に疑問があるなどとして認めませんでした。また、真鍋医師、原田医師、宮田医師などの意見書についても認めませんでした。しかも原告住民の多くが高齢であることから、健康被害について、加齢等に伴う症状の可能性がありました。私が特にひどいと思ったのは、民間施設の操業後に発症し、その後重症化し

たために転居を余儀なくされた母親と娘の2人について、平成12年頃に家を建て替えていることなどから、シックハウス症候群の可能性を否定できない。化学物質過敏症についても、アレルギー疾患や心因性の症状の可能性も否定できないなどと、実際に起こっている事実を目を向けず、住民が訴える健康被害をことごとく退ける判断に終始したことです。

一方で、施設周辺にある教育施設や公共施設などから健康被害の訴えがない、廃プラ処理施設でも訴えがないとして、住民の健康被害を認めない理由にしました。健康被害の訴えがないことと健康被害がないことは同じではありません。小中学校や保育所の児童、クリーンセンター、廃プラ処理施設で働く職員、従業員について、科学的な検証に基づく問診をはじめとする健康調査や診断が行われた結果なのか、明確に答えてください。

西川教授の実験で、施設からの排出ガスが居住地に到達していることは証明されています。津田教授の疫学調査で、施設の操業と居住状況と関連して健康症状との相関関係があることも明らかになっています。裁判官は同心円状にあるすべての地域の健康調査が必要であると判断するなら、調査の不十分さを理由に健康被害を否定するのではなく、住民多数が強く反対した施設建設と操業を推進した大阪府と寝屋川市にこそ、同心円状にあるすべての地域で住民の健康調査を実施するよう求めるべきだったと考えます。改めて、第一義的に住民の健康安全に責任を持つ行政として、健康調査を実施するよう答弁を求めます。

4点目です。施設の安全性についてです。今回、資料としていただいた昨年10月から12月の排出空気監視モニター一覧表を見ても、T-VOCが専門委員会が例示した $1400 \mu\text{g}/\text{m}^3$ に収まっている日はありません。最小値が1400を下回っている日が3か月間でわずかに3日あるだけです。電光表示板に示された現在の参考値は印刷工場等における基準値です。本施設に適用される基準は今のところありません。健康被害を訴える事実に向き合うなら、環境省に本施設のような事業に関する安全基準、環境基準を明確にするよう求めるべきではないでしょうか。

ちなみに、本件地域のように2つの廃プラ処理施設からの排出ガスが、多数の住民が住む居住地に到達するようところが全国にありますか。

また、専門委員会が施設の安全性を多数で判断する材料にした、活性炭吸着による化学物質の90%除去について、この間の答弁は、測定した6物質の数値のほとんどが敷地境界よりチャンバー室の方が低かったから効果があったとしています。本当に検

証するためには、推測ではなく、活性炭を通す前と後のT-VOCを比較する必要があると考えます。

以上についての見解を求めます。

○議長（森 裕司君） 理事者の答弁を求めます。清水事務局長。

○事務局長（清水 弘美君） 中谷議員のご質問に順次お答えいたします。

接地逆転層の調査につきましては、本組合施設操業差止訴訟において、大阪地裁・高裁判決とも、「『かざぐるま』や民間施設からは、人体に影響を及ぼす有害物質の排出は認められない」と判断されており、健康被害発生原因ではない以上、その必要性はないと考えております。

次に、化学物質等に対する予防原則に基づいた対応につきましては、本組合施設から排出されるT-VOCのうち、健康影響が懸念される物質ではないブタン・プロパン等の割合が85%を占めていること、また、未同定物質につきましては、その環境基準設定や規制の実施に関し、現行法上危険性が認められないことから検討が加えられていないか、あるいは検討の対象外であるため、現状の環境測定の内容等を見直す必要はないと考えております。

次に、健康被害と健康調査のうち、施設周辺の児童につきましては、寝屋川市立の各小中学校が毎年行っている健康診査に基づくものであり、クリーンセンターの職員については、労働安全衛生法に基づく健康診断でございます。また、住民の健康調査につきましては、大阪地裁・高裁の判決結果から、その必要性はないと思っております。

次に、施設の安全性のうち、安全基準等の明確化につきましては、構成4市を通じ、国への要望を行っております。本件地域と類似の施設が存する例につきましては、存じておりません。活性炭の効果につきましては、チャンバー室と敷地境界における化学物質の濃度比較で確認されていることから、新たな調査等は考えておりません。以上でございます。

○議長（森 裕司君） 7番、中谷議員。

○7番（中谷 光夫君） 重ねての質問になると思いますが、1点目です。再度お聞きします。行政として接地逆転層の形成調査と施設からの排出ガスの健康への影響調査をする考えはありませんか。

2点目です。T-VOC中の11物質の割合よりも未知の物質の割合が大きいことが議案質問でも示されました。控訴審判決は11物質の測定値が環境基準値以下だから安

全性を代表しているとの不当な判断を示しました。大気汚染が健康に大きな影響を及ぼすことについての認識はありますか。柳沢教授が明らかにした皮膚粘膜刺激症状を与えるアルデヒド類、脂肪族炭化水素類はプラスチック処理によって発生する物質であることは知っていますか。予防原則に基づく対応を求めましたが、まともな答弁はありませんでした。国際的には1992年のリオ宣言によって確認されています。住民は人体実験だと怒っています。そしてきれいな空気を取り戻そうと決意を新たにしています。再度、予防原則を基本にする考えはないのか、お聞きします。

3点目です。多くの住民が健康被害を訴えている事実については認めますか。そうであるなら、裁判所の判決を口実に訴えから逃げずに、住民の健康安全が行政として優先すべき内容と考えるなら、裁判所が必要とした健康調査を行政が行うべきと考えます。再度答弁してください。

4点目です。住民が多く住む近くで2つの施設で1日100トン近い廃プラ処理をするところは寝屋川市だけです。全国に例がないだけに4市組合としても施設の安全性に徹底した検討が必要です。環境省にも、先ほど答弁がありましたけれども、当然の課題として求めるよう再度これは要望しておきます。答えられる点があれば答弁してください。

○議長（森 裕司君） 清水事務局長。

○事務局長（清水 弘美君） 1点目の問題ですけれども、我々としては住民に健康被害を与えるような物質は出しておりません。判決どおりでございます。

予防の原則につきましても、先ほど答弁をしたとおりでございます。

また、住民の健康被害の問題でございますが、それは中谷議員等々質問の中で言われておりますので、それは聞いております。

○議長（森 裕司君） 7番、中谷議員。

○7番（中谷 光夫君） 今回も住民の健康安全に責任を持つ答弁は最後までありませんでした。自治体のあり方の基本が問われています。住民のための本来の行政、自治体を取り戻すために全力を尽くすことを申し上げて、私の質問を終わります。

○議長（森 裕司君） これにて中谷議員の一般質問を終結します。

次に伊藤議員の質問を許します。1番、伊藤議員。

○1番（伊藤 和嘉子君） 枚方市選出の伊藤和嘉子でございます。今、中谷議員が質問された内容と重複することが多いと思いますが、私も一貫して住民の皆さんの健康被害について行政としてしっかりと対応することを求めて質問させていただきまし

たが、今回も廃プラスチック処理施設周辺での健康被害に苦しむ住民の皆さんへの対応に関して数点お伺いしたいと思います。

1月25日、大阪高裁は、寝屋川廃プラ訴訟について一審判決を支持して、控訴棄却の判決を行ったわけです。健康被害に苦しむ住民の皆さんが裁判を起こして6年6カ月にもなり、今度こそ良い裁判結果をと待ち望んでおられたわけです。2つの廃プラ施設から排出された有害化学物質による周辺住民の健康被害は1000人を超え、深刻化しているのに、不当にもその訴えを棄却しました。裁判所は住民の訴えを退けましたが、施設の周辺に住む住民に深刻な健康被害が起きていることは事実であり、隠しようがないわけです。そして日々住民の方は苦しんでおられます。私も今年初めて寒冷蕁麻疹というものを経験いたしました。顔や手足などにいろんな発疹が表れたりする。本当にその不快さはたまらないということを経験いたしました。そんな症状もこの寝屋川の方達は感じておられるわけですから、やはり体に症状が起きるということは大変苦しんでおられると思っています。

住民の安全・安心・健康を守ることは、身近な自治体の一番大事な仕事であります。通常、自治体では住民の皆さんから訴えがあった時や、地域に問題が起こった時には、すぐ担当者が現地に出向いて行き、どんな状況の中でどんなことが起こっているのかを調査すると思うんです。当組合として、健康被害を訴えておられる住民の皆さんに対して今までどんな対応をされてきたのか、お尋ねいたします。

そして先ほどの質問にもありましたけれども、東京都の杉並区の不燃ごみ中継所周辺でいわゆる寝屋川病に似た症状が広がった杉並病について、2002年、国の公害等調整委員会は被害の原因物質を特定しないまま、施設と健康被害の因果関係を認める裁定を行っています。「予防原則」という考え方を取り入れたものです。「予防原則」とは、環境に驚異を与える物質または活動を、その物質や活動と環境への損害とを結びつける科学的証明が不確実であっても、環境に悪影響を及ぼさないようにすべきであるという考え方です。裁判の判決は、廃プラ工場周辺での環境調査によれば規制対象物質11種類を大阪府そして寝屋川市が調べた結果、すべて環境基準値以下であり、廃プラ工場による健康被害は考えられないと言っています。調査した規制対象11物質は大気汚染化学物質のごく一部であり、その他の多くの種類や濃度の化学物質が健康悪化の原因ではないと断定する根拠はありません。実際にこの施設周辺において健康被害で苦しんでいる多くの住民がおられるわけですから、専門家に協力を依頼し、新しい形の公害の科学的解明を進めると同時に、司法や行政が率先して行わなければならない

ことは、地域住民の生活と安全を第一にした「予防原則」の観点を取り入れて対応することです。答弁を求めます。

また、管理者に伺います。「予防原則」の考え方についてどのような見解をお持ちなのかをお聞かせください。

これで1回目の質問とさせていただきます。

○議長(森 裕司君) 理事者の答弁を求めます。清水事務局長。

○事務局長(清水 弘美君) 理事者に答弁と言われましたが、「予防原則」等、あるいは健康被害の問題については従来から事務局が答弁しておりますので、私が答弁をいたします。

まず「予防原則」の考え方につきましては、未知物質に対する環境基準設定や規制の実施に関し、現行法上危険性が認められないことから検討は加えられていないか、あるいは検討の対象外であることから、現状の環境測定の内容を見直す必要は考えておりません。

なお、健康被害の対応につきましては、大阪地裁・高裁判決においても、『かざぐるま』や民間施設からは、人体に影響を及ぼす有害物質の排出は認められない」と判断されており、その必要性はないと考えております。ただ、今、伊藤議員からは杉並中継所の問題が言われました。杉並中継所の処理方法はご存じかどうか分かりませんが、処理方法は「かざぐるま」の処理方法とは全く異なっています。杉並区は千差万別の不燃ごみがピットへ集められております。しかし「かざぐるま」は廃プラペットのみにあり、全く処理方法は異なります。

○議長(森 裕司君) 1番、伊藤議員。

○1番(伊藤 和嘉子君) 1つの質問の中に、この組合として健康被害を訴えておられる住民の皆さんに今でこそ裁判で勝ったから必要はないというふうに答弁されているわけですが、もう6年6カ月も経過している中で一度も住民の皆さんのところへ出向くなり何らかの対応をされてこなかったのかを私はお聞きしたいと思っております。

○議長(森 裕司君) 清水事務局長。

○事務局長(清水 弘美君) 我々は住民の皆さんからそういう声がありましたので、大阪府と寝屋川市が共同して大気汚染防止法に基づく化学物質の調査を行いました。また、それだけではだめだということで、寝屋川市独自で11物質の大気汚染防止法による環境調査を行いました。2回ともすべて異常がないということでありましたので、住民の皆さんにご報告致しました。

○議長(森 裕司君) 1 番、伊藤議員。

○1 番(伊藤 和嘉子君) 質問回数が限られていますので、杉並中継所につきましてもやっぱり住民の方に健康被害が起こったことを受け止めて、まだ不確定なものでも「予防原則」ということで裁定をしたということですから、ここでも住民の方が、それも 1000 人以上にも及ぶ方達が訴えておられる、そのことを大切にしていきたいというふうに思っています。

裁判結果は、4 市施設やイコール社から発生する V O C による住民の健康被害の発生、また未知の V O C による被害の発生を否定して、健康被害を訴えている住民の存在については、本件施設からの V O C による健康被害は認められないという先ほどから発言がある、そういった不当な判決となっています。この裁判結果が出たことで、4 市施設、リサイクル・アンド・イコール社が健康被害につきまして裁判で勝訴したのだから関係ないとして、手立てもせずこの操業を続けていけば、住民の健康被害がますます深刻になってくると思います。住民の大切な健康、そして症状に関することですから、様々な症状を抱えながら不安な毎日を送っておられる住民の皆さんへ行政の責任として私は健康調査を行うべきだと考えています。何回も中谷議員、そして先ほどのいろんな質問の中でも全くする必要はないというふうな答弁ですが、やはり人間として、行政の責任者として再度答弁を求めておきたいと思います。

○議長(森 裕司君) 辻課長。

○課長(辻 康明君) 先ほどの答弁の繰り返しになりますが、本組合施設から人の健康に影響を与える物質は出してないということで、そのような健康被害の原因ではないという裁定が下されておりまして、根本的にそういう物質が出ていない中で体調不良のお話をされておりますが、今回の大阪高裁の判決の中で、住民の体調不良等について、専門医師の診断書に基づく意見書が裁判所に提出されております。大阪高裁は意見書の内容は認められないと判断されております。また、健康被害が生じていることを立証する目的で裁判所に提出された地域住民の陳述書におきまして、平成 16 年 7 月から 8 月に眼の痒みと充血で眼科に通院するようになりましたなどと記載されておりますが、大阪高裁は、平成 16 年 7 月は 2 施設が操業を開始する前のことであり、むしろ控訴人らの主張とは逆に本件施設操業前の症状発生を述べるものとして、本件施設以外の原因による健康被害の発生をうかがわせるものであると判断されているという部分もございますので、よろしく願いいたします。以上です。

○議長(森 裕司君) これにて伊藤議員の一般質問を終結します。

次に岸田議員の質問を許します。10番、岸田議員。

○10番（岸田 敦子君） 四條畷選出の岸田敦子です。いろいろ重なりますけども、私からも通告に従って質問したいと思います。

高裁での判決も、施設の操業と健康被害の因果関係は断定できないとして認められはしませんでした。1000名を超える住民が健康被害を訴えている事実は消せません。地方自治法の第1条には、「地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ることを基本として」とあります。自治法1条の2は特別地方公共団体、つまり本組合にも当てはまり、本組合も住民の福祉の増進を図ることが基本とされます。そのことから、健康被害があると訴えられた施設として、住民の体調不良がどこから発生しているか、地方自治法や憲法25条、国民は健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有するという観点から調査を行うべきだと、寝屋川市に対して申し出るべきではありませんか。この点だけ質問します。

○議長（森 裕司君） 理事者の答弁を求めます。清水事務局長。

○事務局長（清水 弘美君） 岸田議員のご質問にお答えいたします。

健康調査の実施につきましては、大阪地裁・高裁判決においても『かぎぐるま』や民間施設から、人体に影響を及ぼす有害物質の排出は認められない」と判断されており、その必要はないものと考えております。以上です。

○議長（森 裕司君） 10番、岸田議員。

○10番（岸田 敦子君） 先ほどから必要がないという答弁ばかりだったので、ほんとに住民からの訴えを聞いているのに、なぜそのことにきちんと向き合えないのかな、なんでそんな姿勢でいいと思っておられるのかな、ということはずっと不思議でなりません。地方公共団体の長として、その姿勢が誠実な態度だと思っておられるのかどうか。このことを管理者にお伺いします。

○議長（森 裕司君） 清水事務局長。

○事務局長（清水 弘美君） 何回も言っておりますが、きちっと裁判でこの施設からは有害物質は出ていないということですので、日本も法治国家でございますので、我々はその判決に基づいて粛々と仕事をやってまいります。以上です。

○議長（森 裕司君） 暫時、休憩します。

（午後3時36分 休憩）

（午後3時37分 再開）

○議長（森 裕司君） 再開します。10番、岸田議員。

○10 番（岸田 敦子君） 先ほど質問した、地方公共団体の長として誠実な態度であると、その健康調査をしないということが誠実な態度であると思っておられるのか、そのことを再度、管理者に求めます。

○議長（森 裕司君） 馬場管理者。

○管理者（馬場 好弘君） 先ほど局長が答弁したとおりであります。局長の答弁は私の答弁と同じであります。以上です。

○議長（森 裕司君） これにて岸田議員の一般質問を終結します。

以上をもって本定例会に付議された事件はすべて議了しました。

閉会に際し、管理者から挨拶したい旨の申し出がありますので、これをお受けします。馬場管理者。

○管理者（馬場 好弘君） 平成 23 年第 1 回北河内 4 市リサイクル施設組合議会定例会の閉会にあたりまして一言お礼のごあいさつを申し上げます。

ご提案申しあげました 5 件の案件につきましては、慎重ご審議をいただき、いずれも原案どおりご可決を賜り、厚くお礼申し上げます。今後とも議員各位におかれましては、北河内 4 市リサイクル施設組合の事業推進のため、一層のご指導、ご鞭撻を賜りますよう、よろしく願い申し上げます。

まだまだ寒い日が続いております。くれぐれもご健康にご留意をされ、今後ますますのご活躍をご祈念申し上げまして、誠に簡単でございますが、閉会にあたりましてのお礼のご挨拶といたします。ありがとうございました。

○議長（森 裕司君） それでは閉会にあたりまして私からも一言ごあいさつを申し上げます。

本日ここに無事、平成 23 年第 1 回定例会のすべての日程を終えることができました。議員の皆さん、理事者の皆さん及びすべての関係者の皆さんのご協力に心から御礼を申し上げます。

今後とも、管理者をはじめとして理事者の皆さんにおかれましては、引き続き安全には十分留意され、適正かつ円滑な事業の推進に一層の努力をされるようお願いをしておきます。

議員の皆さん方には、それぞれの議会で 3 月定例会を間近に控えまして大変お忙しい時期を迎えられ、ご苦勞さまでございますが、どうかお体には十分ご自愛くださいますようお願いを申し上げ、甚だ簡単ではございますが、閉会の挨拶とさせていただきます。

以上をもちまして北河内４市リサイクル施設組合議会平成 23 年第 1 回定例会を閉
会いたします。お疲れさまでございました。

(午後 3 時 4 0 分 閉会)

1. 地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

北河内4市リサイクル施設組合議会 議長 森 裕 司

北河内4市リサイクル施設組合議会 署名議員 出 井 宏

北河内4市リサイクル施設組合議会 署名議員 安 田 勇

平成23年2月15日 北河内4市リサイクル施設組合議会
平成23年第1回定例会付議事件一覧表

事件番号	事 件 名	議決年月日	議決の結果	備 考
—	会期の決定	平成23年2月15日	決 定	会期1日間
議 案 第 1 号	平成22年度北河内4市リサイクル施設組合補正予算(第3号)	平成23年2月15日	原案可決	
議 案 第 2 号	北河内4市リサイクル施設組合情報公開・個人情報保護審査会条例の制定	平成23年2月15日	原案可決	
議 案 第 3 号	北河内4市リサイクル施設組合情報公開条例の一部改正	平成23年2月15日	原案可決	
議 案 第 4 号	北河内4市リサイクル施設組合個人情報保護条例の一部改正	平成23年2月15日	原案可決	
議 案 第 5 号	平成23年度北河内4市リサイクル施設組合予算	平成23年2月15日	原案可決	
—	一般質問	平成23年2月15日	許 可	中谷 光夫 伊藤和嘉子 岸田 敦子